

「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し（案）」

に対する県民意見の概要と県の考え方

1 意見募集期間

平成30年12月18日（火）から平成31年1月17日（木）まで

2 意見提出者等

- ・ 意見提出者数 個人5名（電子メール4名 郵送1名）
- ・ 延べ意見件数 10件（うち類型見直しに関する意見 9件）

番号	御意見の概要	県の考え方
1	今回の見直しで逢妻川下流がDからBへ2ランクアップされるのは好ましい、大いに評価致します。	2ランク以上上位の類型に引き上げる場合には、環境基準点の水質だけではなく、見直し対象河川の環境基準点以外の調査地点や支川の水質状況等も含め、総合的に勘案することとしています。
2	逢妻川上流がCのまま上下流逆転しているのはおかしいと思います。こうなる原因を除去してほしいと思います。	逢妻川下流は感潮域に位置しており、海水の影響や下流域における自然浄化の影響を受けることがあります。
3	高浜川水系の支川はどれも似た河川です。C、Bが混在しているのは不思議です。これも原因を追究してもらいたいと思います。	いずれの河川も生活排水による負荷の割合が高くなっているため、各河川の流域の状況の違いにより、水質も異なります。
4	2ランク以上上位の指定にあたっては「環境基準点以外の調査地点や支川の水質状況等も含めて総合的に勘案する。」としていながら、逢妻川下流では「この水域は環境基準点以外の調査地点や支川がないため」とする判断は、あまりにも強引であり、説得力に欠ける。現行の判断基準は、すべての対象河川に共通して適用できるものではなく、他河川と不公平が生じる非科学的な基準である。 「環境基準点」とは、その名のとおり「基準となる地点」です。2ランク以上上位の指定であっても、逢妻川下流のように環境基準点単独の水質データで判断されるよう、直ちに判断基	2ランク以上上位の類型に引き上げる場合には、環境基準点の水質だけではなく、見直し対象河川の環境基準点以外の調査地点や支川の水質状況等も含め、総合的に勘案することとしており、支川や環境基準点以外の調査地点がない場合も、総合的に勘案し判断しています。

	準を見直すべきである。	
5	<p>平成28年度の新川下流水域では、環境基準点（萱津橋）の水質が5年以上、C類型（5mg/L）を満たしていたにも関わらず、先の見直しではD類型（8mg/L）に指定された。</p> <p>水質データと環境基準値に5mg/L程度の乖離があることは異常な状態であり、環境基準の役割を果たしていない。本来であれば、新川下流水域も2ランクアップすべきであった。</p>	<p>現在指定されている水域類型より2ランク以上上位の類型に引き上げる場合には、環境基準点の水質だけではなく、見直し対象河川の環境基準点以外の調査地点や支川の水質状況等も含め、総合的に勘案することとしています。新川下流水域においては、支川の状況が引き上げの基準に達していませんでした。</p>
6	<p>今後の類型見直しにおいては、現状追認の指定ではなく、近い将来に達成に向けて取り組むべき目標の類型指定とすべきと考える。特に愛知県を代表する都市河川である庄内川の種類見直しが31年度に予定されており、現在のD指定水域がB指定となるよう強く望む。</p>	<p>国の通知等（平成6年環水管第167号、平成19年中央環境審議会水質部会第1回陸域環境基準専門委員会）では、上位類型を達成・継続して維持している場合に、水域類型の見直しを検討することとされており、これに従って見直しを行います。</p>
7	<p>環境万博と言われる2005年の「愛・地球博」、2010年の「COP10」、2014年の「ESD」を開催し、環境先進県であるべき愛知県で、環境基準の趣旨に反する現状追認のみの水質類型見直しが行われるようなことになれば、愛知県民として誠に恥ずかしい限りであるし、愛知県知事の望むところでもない信じている。</p>	<p>国の通知等（平成6年環水管第167号、平成19年中央環境審議会水質部会第1回陸域環境基準専門委員会）では、上位類型を達成・継続して維持している場合に、水域類型の見直しを検討することとされています。今回もこれに従っています。</p>

（注）同主旨の御意見はまとめてあります。

その他の意見

1	<p>日光川水門改修工事の完成時には「日光川水門漂着付着微細物質観測調査分析施設」の新設と運用をされることを切に望んでいます。</p>	<p>工事実施機関に御意見を伝達いたします。</p>
---	---	----------------------------